

18世紀フランスにおける「教育の平等」思想

——モレリ・ルペルチエ・バブーフ——

君 島 茂

も く じ

- I 章 モレリ『自然の法典』の社会批判
- II 章 農村共同体の分解とモレリ思想
- III 章 《教育法》にあらわれた教育思想
- IV 章 ルペルチエ案への継承と発展
- V 章 実質上の「教育の平等」を求めて

I 章 モレリ『自然の法典』の社会批判

18世紀中葉のフランスは、栄光に輝く太陽王・ルイ14世の《微笑の時代》と大革命の《行動の時代》とを架橋する《論争の時代》であった¹⁾。とりわけ、1751年に第1巻を出し、72年の図版第11巻の刊行をもって一応の完結をみる『百科全書』の出版は、この時代にひとつの色調を与えた。「完全な力と権威を理性に返し、理性に再びその十全の権利を戻してやること、……伝統と権威の轡をゆさぶること。」(ド・ランベール侯夫人)²⁾つまり、既存の権威と常識にさからう批判的精神が、この時代の先進的部分の心をとらえていた。

一方、当時のフランスは、対外政策の失敗からイギリスとの覇権争いに敗れ、植民地からの後退を余儀なくされていたし、国内政治においても、王権はかつての栄光をにないえず、^{バルルマン}高等法院と聖職者、ヤンセン派とイエズス会派、^{ガリカン}要するにフランス教会派と^{ウルトラモンテン}法王至上権派との対立抗争にすっかり振りまわされていた。

「政治的論争や誹謗文書のきっかけとなった諸問題や誹謗文書は、1750年からその数が激増し、かつ非常に過激になった。ヤンセン派とその敵との間の戦いは、ますます狂暴となり、しかも告白状の争いによって激化するし、マショーが特権身分に課そうとはかった20分の1税が、40もの

〔I 章〕註

- 1) V.-L. ソーニエ『18世紀フランス文学』白水社、昭40、24-25頁。なお、D. モルネは、モンテスキューの『法の精神』が出版された1748年から70年頃までを《決定的闘争》の時期としている。D. モルネ『フランス革命の知的起源』(上)勁草書房、昭44、97頁。
- 2) H. メティヴィエ『啓蒙時代』白水社、昭43、99頁。

小冊子を簇生させた。』³⁾

後にモレリの作だと立証された匿名の出版物『自然の法典、別名いつの時代にも閑却され、あるいは無視されてきたその法の真の精神』⁴⁾が世に出たのは、まさにそうした時代であった(1755年1月)。ほとんど同じテーマをあつかったルソーの『人間不平等起原論』が刊行されたのは、それから4カ月後にすぎない。この両著は、ともに人間の不幸、不平等の原因が所有権にあるという点で一致しているが、その後の歴史に与えた影響は若干異なる。すなわち、ルソーが『不平等起原論』を発展させて「すべての人がいくらかのものをもち、しかも誰もがもちすぎない」⁵⁾ 制限的所有を理想とし、大革命においてサン=キュロットやジャコバン主義の所有権思想に影響を与えたのに対し、モレリは「財産の分配とか各人に分け前を認める個人的《所有》*propriété particulière* というものは、たとえ平等に行なわれたとしても、……《最も悪い素材となる》ことは間違いない」⁶⁾ という立場からあらゆる私的所有を否定し、後期のバブーフおよび《平等派の陰謀》に多大の影響を与えた。

もちろん、筆力・才気においてまさるルソーに対し、「天下の悪文」とまで酷評されたモレリの『自然の法典』は、その後世に与えた影響において比ぶべくもないが、しかし、そのややギクシャクとした表現の中に鋭い認識がかくされてもいる。以下、『法典』の第1部「政治と道德の一般原理の欠陥」を中心にモレリ思想の理論構成をみてみよう。

※

当時、18世紀中葉のフランス思想界には、^{フィロソフ} 哲学派と呼ばれる自由思想家や啓蒙思想家と対峙して、前世紀以来のモラリスト、ヤンセン派、イエズス会派などの旧勢力が、かなりの社会的影響力をもって君臨していた。そして、これらの勢力は、哲学派の大胆な思想を微細にわたって監視していた。後にテームから「哲学派の決死隊」⁷⁾の一人と命名されたモレリが、『法典』の中でまず第一に粉碎されなければならないと考えたのは、これらの思想であった。政治思想で言えば、

3) D. モルネ、前掲書(下)、昭46、633頁。マシヨール Machault a'Arnouville, Jean Baptiste de は、財政難乗り切り策として特権身分に、従来の不定期税にかえて一定定期の《20分の1税》を課そうとしたが、特権身分とくに聖職身分の頑強な抵抗にあい失敗に帰した(1749-54年)。モレリは『自然の法典』でこの事件に言及し、ルイ15世、高等法院、聖職身分をともに皮肉っている。

4) Code de la nature, ou le véritable esprit de ses loix, de tout tems négligé ou méconnu, 1755。この書は、《いたる所、真の賢人の下に》Par-tout, chez Le Vrai Sage と記された秘密出版で、著者については当初、トゥサン説、ラ・ボメール説などがでたが、その後、ディドロ説が一般に受け入れられていった。事実、ディドロ存命中に出された全集(1773年、全5巻、ロンドンおよびアムステルダム)の第2巻には『自然の法典』が収録されている。しかしこの全集には、今日ボーモンやコワイエ師の著作であることが判明している作品も含まれており、根拠としては弱かった。モレリ説を初めて称えたのはケラールで、彼は、匿名の『法典』、M*****氏の『バジリアド』Naufrage des îles flottantes ou Basiliade, 1753, Morelly 氏の『君主論』Le Prince, les délices des cœurs, 1751の三著作を結びつけた。この説は今日では確定している。なお詳しくは、E. Dolléans による覆刻版 Collection des économistes et des réformateurs sociaux de la France, No. 4, Paris, 1910. の解説を参照のこと。

5) J.-J. ルソー『社会契約論』岩波文庫、昭29、41頁。

6) Morelly: Code de la nature, publié avec une introduction et des notes par G. Chinard, 1950, Paris, p. 207.

7) H. テーム『近代フランスの起原』(下)角川文庫、昭38、95頁。

マキアベリ、ホッブズ。道徳思想で言えば、ラ＝ロシュフコー、パスカルに連なる思想家である。つまり、これら習俗や人性をシニカルな目で観察するモラリストおよびその亜流たちの主張するところは、「人間の性は悪である」か、さもなければ「人間の生活環境、人間の素質そのものが悪くならざるを得ないように仕向けられているのだ」とする、いずれにしる人間の本性を悲観的にみるところの決定論であった。これに対しモレリは、「人間が荒んだり、悪くなったりすることが不可能となるか、そうでないまでも、少なくとも悪を最小限度にくいとめるための条件を見いだすこと」⁸⁾こそが、真に問題を解決する道だとする。この最初の分岐点で間違ったがために、モラリストたちは「自然」から遠去かっていったのだ、とモレリは考える。

こうした前提の上に構築されるモレリの政治=道徳批判は、ロックのテーゼ——「政治権力を正しく理解し、またその起源を尋ねるためには、われわれは、すべての人間が天然自然にはどういう状態におかれているのかを考察しなければならない」⁹⁾——をそのまま受け継いでいる。その結果、モラリストが「百頭のヒドラ」とみなす利己心 amour-propre も、自然の秩序の中においてみれば自己愛 amour de soi-même であり、積極的に肯定されるべきものとなる¹⁰⁾。「この世にあってはすべては善である」から、人間の存在そのものが肯定される。

しかし、「人間は《生まれながら》の思想や傾向といったものを持っているものではない」¹¹⁾のであって、欲望がそれらを目覚めさせ、自己保存への関心をつのらせる。そして最初の観念、すなわち《理性の光》lumières と《社交性》sociable が生まれる。これらはやがて人間同士の和合一体化によって深められ、社会性 sociabilité を育む精神と共同の幸福 bonheur commun に関する知識となって結実する。このようにして、いわば「自然状態」の最高段階としての「社会状態」に到達する。

「この世界はちょうど、席に列なる人みなに充分なごちそうが用意されている食卓のようなものだ。料理は、皆が空腹なときには皆に、だれか満腹な者がいるときには一部の人に出されるけれども、この食卓では、だれも絶対に主人の地位を占めるものでもなく、また自分が主人だと主張する権利もないのだ。」¹²⁾

従って、その社会における原則は、次の二点に集約される。

- 1 (自然から与えられた)相続財産の分割すべからざる一体性、ならびにその生産物の共同利用。
- 2 生産物の豊富さ、多様さは、われわれの欲望を上まわっているが、働かなければ手に入

8) Morelly, op. cit., p. 160.

9) J. ロック『市民政府論』岩波文庫、昭43、10頁。

10) これに対し、ルソーは次のように言っている。「利己心 amour-propre と自己愛 amour de soi-même とを混同してはならない。……自己愛は一つの自然的な感情であって、……人間愛と美德とを生み出すのである。利己心は社会で生まれる相対的で、人為的な感情にすぎず、……人々に互に行なうあらゆる悪を思いつかせる……。」J.-J. ルソー『人間不平等起原論』岩波文庫改訳版、昭32、181頁。

11) Morelly, op. cit., p. 164.

12) Ibid., p. 167.

れることはできないこと¹³⁾。

この《共有》と《労働》の原則こそ、さまざまな社会性の真の基礎だと、モレリは言う。しかしながら、現実の人間社会は、こうした「自然=社会状態」という幸せな調和をたもつことができなかった。モレリは、その原因を次のように説明する。

「この世界に存する唯一の悪は、《貪欲》avarice である。」しかもそれは、「一切が巧妙で危険な要素たる《所有欲》desir d'avoir に帰するだろう。無私無欲といわれるものの中にさえ、それが見られる。」従って、「所有権 propriété のないところには、この恐ろしい病気もない」道理となる¹⁴⁾。

たしかに、自然は年齢や体格のちがいに応じて体力や才能、技能や技倆に等差を設けた。しかしそれは、各自の任務に相違のあることを教えているにすぎない。共通の感性 sentiments と欲望 besoins とをもつ人間は、「等しい環境条件と等しい権利」の下で協力し合い、自然の恵みを享受すべきであった¹⁵⁾。にもかかわらず、人びとは人類共有の財産を分割した。このようにして、ひとたび「自然=社会状態」の均衡がやぶられるや、そのほころびをつくろうために法律を濫発し、誤りの上に誤りを上わぬりした。

モレリが、「自然状態」から「社会状態」への推移を漸進的、連続的なものとして把握していたことは上述のとおり明らかである。従ってモレリの場合、「自然=社会状態」を回復する方法としては、リュクールゴスのようなすぐれた立法者の登場と、その後における教育とが必然的に要請されてくる。もとより彼は、革命を当然起こるべくして起こる事態だとみなしていた。「自然の計画の中には偶然などというものがある訳がない。いろんな事件や革命なども、変転極まりない運命に左右されて起きるものではなく、その動きは常に一定の軌道に従っているものなのだ。」¹⁶⁾しかし、その革命は、階級対立による歴史的必然としてのそれではなく、「まず最初に、厳格な権威 autorité sévère を用いること」¹⁷⁾によって達成されるべきものであった。

そのようにして達成された社会での政治は、人民の代行機関 organe, 伝令使 héraut としての首長に全権が委ねられ、もしその命令に背くような者があらわれたら、人民自身の手で従うよう強制される。「が、もちろんあなたの方も、われわれに対する義務に違反したり、責務を怠ったり、法の許さない義務を課したりすれば、ただちに一切の権力を失うべきことを承知していてもらいたい。」¹⁸⁾

モレリは、たとえいかなる隷属的なあり方をしていても、人間は自由になろうとする内発的要求をもっているものであることを確信していた¹⁹⁾。そのため、民衆の反抗を肯定的にとらえるこ

13) Ibid., pp. 167-168.

14) Ibid., pp. 171-172.

15) Ibid., pp. 168-169.

16) Ibid., p. 226.

17) Ibid., p. 196.

18) Ibid., p. 235. ロックは、君主の命令でも、それが「不正不法な力」である場合には、「その力に対して反抗できる」ことを主張した。J. ロック, 前掲書, 203-205頁。

19) Ibid., p. 223. 「たとえいかに嚴重に奴隸としての束縛を受けていても、人間が自由であり、自由であらねばならないのは、彼に精神の力 facultés de l'âme がある故である。」

とができたが、社会制度では家父長制 *gouvernement paternel* への郷愁にみられるように、前近代的、というよりも古代ギリシャ的でさえあったと言えよう。また、そうであるが故に、多くの復古史観と同様、封建制と資本制との双方に対する鋭い批判者でもありえたのである。

II 章 農村共同体の分解とモレリ思想

以上が、『自然の法典』でモレリが展開した所有権批判の論理であった。すでに指摘してきたようにロック、モンテスキューをはじめ18世紀中葉フランス思想界に影響を与えたありとあらゆる思想が『法典』の中に流れ込んでいる。その点から、モレリ思想を、当時の諸思想を要素として構成された一つの時代精神とみなすこともできる。こうした時代の産物たるモレリ思想は、しかし、ただ一点、所有権の廃絶を人間平等の第一条件としたという点で、特異であり、また時代をぬきんでてもいたのである。

もちろん、モレリが「《君の分》とか《私の分》とか言うことが、必然的にすべての無秩序をひきおこすもとである」¹⁾と指摘する以前にも、所有権を否定する考えはあった。たとえば、彼のきらったヤンセン派のパスカルは、すでに次のように言っている。「私のもの、おまえのもの。《その犬はぼくのものだ》と、そのいいけない子どもたちがいった。《そこはぼくの日なたぼっこ場所だ》これが、土地という土地の篡奪のはじまりであり、そのイメージである。」²⁾あるいは、17世紀末から18世紀初めにかけて簇生したユートピア物語の中にも、所有権を知らない世界がしばしばえがかれている。「南国人は、おまえのものだとか私のものだとかが、何のことなのかを知らない。彼らの間では、すべてのものが共有である。」³⁾さらに、モレリ自身が指摘しているように、原始キリスト教および福音主義の中にも所有権否定の思想的伝統がある。

しかしながら、所有権の問題が人間の不平等の問題として、はっきりと自覚的に取り上げられたのはモレリとルソーの著作においてであった。しかしそれは、「彼らの才能によって一種の魔力的な影響力をもつ思想に成長した」⁴⁾だけではない。いかなる社会経済史的背景がこれらの思想家の心をとらえたか、それを次に検討してみよう。

※

すでによく知られている如く、アンシャン=レジーム期のフランスの土地所有形態は、「半封建的な寄生地主制」とよばれるものであった⁵⁾。フランスの大土地所有者は、プロシャのような農奴制的直接経営を行なわず、また、イギリスにみられるような土地集中による大農経営にも意欲をもやさなかった。その所領の大部分を農民の直接経営にゆだね、みずからの生活は、そこから

〔II章〕註

- 1) Morelly, op. cit., p. 212.
- 2) 『パンセ』295番。なお、この指摘は、平岡昇『平等に憑かれた人々』岩波新書、昭48、41頁、に負う。
- 3) D. モルネ、前掲書、(上)27頁。
- 4) 平岡昇、前掲書、45頁。
- 5) 河野健二「農民史におけるルソー」。桑原武夫編『ルソー研究』岩波書店、昭26所収。200-201頁。

あがってくる封建地代に依存していた。こうした特殊フランス的な「半封建的寄生地主制」の下で、農民の大部分は、領主と収穫物を折半するメティエ *métayer*、あるいは日雇い農民であるジュールナリエ *journalier* として貧しい生活を送っていた。いくばくかの土地保有農であったメティエは、借地とは別に自分の土地をもっていたが、こうした所有地も一戸当たり面積でみると大半が1ヘクタール以下というのが実情で、独立経営など思いもよらなかった⁶⁾。

それでは、何がこれらの貧しい農民たちの生活を支えていたのであろうか。それは、農村共同体的諸慣行であった。

「それぞれ隣りあって建てられていたさまざまの個人、あるいはさまざまの家族は、単に隣りあって暮していたというだけではなかった。経済的および感情的な多数のきずなによって結びつけられたこれらの《隣人たち》は、一つの小社会、すなわち《農村共同体》*communauté rurale* を形成していた。』⁷⁾

農民たちは、個々に独立してではなく、共同体の取り決めに従って、作物を定め、種を播き、刈り入れ、休耕の時期や方法を決めた。多くの農村共同体において、相互扶助は強い社会的義務であった。そこには、貧者とともに富者もまた集団の伝統的な掟に服するという《萌芽的な共産主義》*communisme rudimentaire* がみられた⁸⁾。このような共同体的保障に支えられて、貧農や極貧農の生活はやっと維持されていたのである。

しかしながら、18世紀中頃から農産物の取り引きが盛んになると、このような農村共同体にも資本家的傾向をしめす地主（主に商業ブルジョワジー）が登場し、増産をはかるための強制輪作廃止、《土地囲い込み》による共同放牧の制限など、共同体の諸慣行への挑戦を開始した。しかもそれらは、エコノミスト *économistes* と呼ばれる重農主義者たちの理論的援護の下に行なわれた。農業の近代化をはかって利益を得ようとするエコノミストからすれば、共同体的諸慣行は、「人類が長い間余儀なくされていた、野蛮で下等な状態の記念物」にほかならず、近代化をはばむ「憎むべき権利」であった⁹⁾。《囲い込み》の自由と《所有権》の神聖こそ、彼らの求めるものであった。

しかしながらそれは、農村共同体が農家経営の破壊的な顛落をくいとめるとりでとなっていた貧農層にとっては、まさしく生活基盤の破壊以外の何ものでもなかった¹⁰⁾。

6) 「自分の土地の耕作で生活するには、少なくとも5ヘクタールを必要とするから、大部分の農民は定額小作農としてか、一層しばしば農業労働者として、あくせく働かねばならない。」H. セー『フランスの社会構造——18世紀における』法政大学出版局、昭46、14頁。

7) M. ブロック『フランス農村史の基本性格』創文社、昭34、233頁。

8) *Ibid.*, p. 74.

9) M. Bloch: *La lutte pour l'individualisme agraire dans la France du XVIII^e siècle.* *Annales d'histoire économique et sociale*, 1930, p. 333.

10) 河野健二、前掲書、201頁。なお、次のような指摘も注目される。「貧農の一貫した思想とは、共同体的利益——彼らはそれによってこそ生存でき、それを他の所有と同様に神聖な権利だとみなしていた——を守るため、また生存の必需品が手に入らなくなるのを防ぐために、私的所有権を制限しようとしたことである。」G. ルフェーブル『フランス革命と農民』未来社、昭31、28頁。

モレリが思想を深めたのは、ちょうどこの《農業革命》révolution agraire が農村共同体をとらえつつあった時代であった¹¹⁾。モレリの生涯がまったくわかっていない現段階では、彼が当時の農村社会とどのようにコミットしたかは知るよしもない¹²⁾。ただ、『法典』に散見される断片から想像できることは、彼の視点が、農民大衆のそれに非常に近いということである。たとえば、所有権を認める法律がインディアン社会に導入されたら、という想定の下に、次のように述べていることからそれはうかがえる。

「(そうなれば) 彼らの大部分をみじめな境遇に陥れ、生活のためには屈従を余儀なくされるような赤貧の状態につきおとし、その半面、それ以外の者をよい猟区や漁場や耕地を所有したばかりに、怠惰で高慢な人間に仕立ててしまうだろう。」¹³⁾

彼の視点は、決して人民を監督する側にはない。彼の同情と関心は、生まれかけている新しい社会変動に対応するすべもなく、事態にとりのこされつつあった農民大衆に多くそそがれていた、と言っていいだろう。(事情はルソーにあっても、ほぼ同じであった。)

だからこそモレリは、単に専制ならびに封建制の批判者であるにとどまらず、来たるべき資本制の痛烈な批判者でもありえたのである¹⁴⁾。不平等社会を詭弁を弄して合理化するエコノミストを「愚劣」と断じた点にこそ、モレリ独自の思想的境地がひらかれていると言えるだろう。

Ⅲ章 《教育法》にあらわれた教育思想

崩壊しつつある農村共同体を前に、いかにしてそれをもとの「自然=社会状態」に回復するか、そのための新しい共同体の創出が、モレリの課題であった。しかし、「今日の低劣な道徳は、自然の法の崩れ去った上に建てられているのだから、自然の法を再建しようとするれば、この道徳をすっかりおちこわしてかからなければならない。」¹⁾にもかかわらず、その具体化という点になると、『自然の意図に合致した立法例』²⁾を提示し、それに人びとが従うことを要請するにとどまる。「彼が自分の新しい法律についての期待をどのような国家権力と結びつけるのか、一向ははっきりしていなかった」のも、また、事実である³⁾。

11) 「1750年ごろに、フランスの大部分の農村を変革し始めた経済的・技術的な《農業革命》révolution agricole は、……その前面に著しく分化した農民社会を見出したのである。」M. ブロック、前掲書、265頁。

12) モレリはまったく謎につつまれている。1765年の France litteraire 誌を信ずれば、パリ東方の小都市ヴィトリ＝ル＝フランソワのコレージュの元教授もしくはその息子の司祭ということになるが、今日までのところ、当地にモレリ家の存在は確認されていない。なお、彼の作品は次の七つ。Essai sur l'Esprit humain, 1743. Essai sur le Coeur humain, 1745. Physique de la Beauté, 1748. Le Prince, 1751. Naufrage des Iles Flottantes, ou Basiliade, 1753. Code de la nature, 1755. L'Hymen Vengé, 1778.

13) Morelly, op. cit., p. 189.

14) 水田珠枝氏は、ルソー、マブリと共にモレリを「フランス絶対主義下の民衆の、反封建反資本の立場を代表する思想家」としている。水田洋・珠枝『社会主義思想史』社会思想社、昭46、106頁。

〔Ⅲ章〕註

1) Morelly, op. cit., p. 180.

2) Ibid., p. 285 sq.

3) G. P. フランツォフ『社会思想史概論』勁草書房、昭43、58頁。

しかし、そういう限界はあるにしても、彼がかかげた理念と、現実とのこのギャップを越えようとするところに思想的意義もでてくるのである。モレリが『法典』の最後につけ加えた《立法例》とはそのようなものであった。モレリ自身、「不幸にして、この法案に出て来るような共和国の成立は、今日のところ到底望みがない」ゆえに「付録であり参考にとどまる」と断っている⁴⁾。40年後に実践に移そうとした大胆な人間たちが出てこようとは露しらずに――。

ところで彼は、一体いかなる社会を理想とし、そこでの教育にいかなる役割を課そうとしたのか、それを次に考察してみよう。

彼の構想した理想社会は、最初にかかげられた神聖基本法に端的に示されている。すなわち、
第1条 社会における何人も、生活必需品、嗜好品または日常の業務遂行上の必需品として現に使用するものを除いて、私有財産 *propriété à personne* を所有することはできない。

第2条 すべて市民は、その衣食住を公けの負担とされるとともに、公共のための職務に従事すべき義務を負う。

第3条 すべて市民は、その能力、才能および年齢に応じて、公共の利益に奉仕すべき義務を負う。……⁵⁾

本文で示された原則（《共有》と《労働》の平等）が基本法としてここに確立されている。日常身のまわりの物品の個体的所有のほか一切の私有を認めず、また、能力に応じて働き必要に応じて受けとるという共産主義の原理が示されている点でも、モレリの思想の先駆性がうかがえる。この基本法の下に、その他のさまざまな下位法が定められる。

公共倉庫 *magazins publics* を通して生産物は分配されるが、その分配の仕方を定めた分配法もしくは経済法。各市単位に集团的、齊一的土地を分与し、20～25歳のすべての市民が農業労働に従事すべきことを定めた農地法。公共施設や住宅、工場などを整然と配置し、病院や養老・養護施設などの配慮もおこたらない都市経営法。生産労働に従事する際の細則を定めた監督法。ぜいたくをいましめ、質素な生活をすすめる奢侈禁止法。家父を主体とした自治的国家を組織する政体法は、専制政治を予防するのが目的となっている。さらに、政策の執行方法を定めた行政法。今日のわれわれから見ると不自然に思われるところの多い婚姻法には、不品行を予防する意味合いが含まれている。そして、できるだけ違反者がでないようにと考えられた刑罰法⁶⁾。

そこにはリュクールゴス政治の再現とでも呼べそうな内容があちこちに散見できる。が、われわれが問題としなければならないのは、教育法であり學術研究法の内味である。

モレリ自身「この悪魔（=所有権）を倒したら、次は教育 *éducation* の力でその改革の効果をあげなさい⁷⁾」と語っているように、新しい共和国は、新しい教育によって支えられ、促進されるべき

4) Morelly, op. cit., p. 285.

5) Ibid., pp. 286-287.

6) これらの諸法の原名は次のとおりである。Loix distributives ou économiques. Loix agraires. Loix édiles. Loix de police. Loix somptuaires. Loix de la forme du gouvernement. Loix de l'administration du gouvernement. Loix conjugales. Loix pénales.

7) Morelly, op. cit., p. 284.

ものと考えられる。リュクールゴスが立法事業全体を教育と結びつけていたのと同様にである⁸⁾。では、その教育とは、どのようなものであったか。

まず、生まれてから5歳までの乳幼児は、母親自身の手によって養育される。5歳に達すると男女別の学寮 Maison⁹⁾ に入れられ、そこで平等の衣服と初等教育 premières instructions が与えられる。子どもたちの面倒は、父母の中から選ばれた一定数の大人が交替でたずさわる。10歳に達すると、児童は学寮から公共仕事場 ateliers publics に移され、現場指導者の下で技能訓練を受ける。同時にそこで徳育もほどこされる。こうした現場的技能教育は結婚適齢期の15～16歳まで続けられる。それ以降は、両親の下に戻って、そこから各自の仕事場なり農業に従事する。——以上が、教育法 Loix d'éducation が示す新しい共和国の教育体系であった¹⁰⁾。

また学術研究に関しては、素質にめぐまれた者に、幼少時からそのための特別な教育を受けられる道が開かれているが、その場合といえど、農業労働に従う義務はまぬがれられない。一般には、30歳に達した者で、将来性ありと認められた者のみが学術研究に従事できる¹¹⁾。——学術研究法 Loix des études 第1条。

モレリの希求した教育・研究体制は上述のような体系から成っているが、これらをさらに内容面から検討すると、ほぼ次のようにまとめることができる。

[1] 子どもの養育にあたって社会的規制がきびしく課せられている。「部族の長 Chefs des Tribus は、両親の幼児に対する養育について十分に注意して、これを監督しなければならない」(3条)。もし子どもを悪習悪徳に導いた時には、教育にあたった者は、「その過失の軽重に従い、一定期間または終身の間、その業務に従事する名誉を奪われる」(刑法6条¹²⁾)。

[2] 教育は、共通、平等に行なわれる。衣服、教育内容はもとより、指導にあたって「自分の子に対すると同様の配慮」を加え、「何ら差別を加えてはならない」(5条)。

[3] 教育、訓練にあたるのは、従来のごとき専門教師や教会関係者ではなく、市民みずからによる。学寮の運営は、「父母のうち一定数の者が、部族の長の監督の下に、順次交代で5日間」たずさわる。公共仕事場における技能訓練では、「親方や各職業団体の長の下に生活し、教育を受ける」(5, 8条)。つまり徹底した民衆管理方式が打ち出されている。

[4] 従って、そこでの教育内容は世俗的、実地的なものである。技能訓練は初等段階からとり入れられ、10～15, 6歳の間に本格的にさずけられる。また、労働にたえうる身体をつくるため体育にも配慮がはらわれる。(6, 8条)

[5] 知育は、理性の発達にともなう行なわれ、「すべて理性と認められないものは、幼児に対して、これを教育してはならない。」また、「神につき不明確な観念ならびに曖昧な説明を与え

8) 『プルターク英雄伝』(1) 岩波文庫, 昭27, 120頁。

9) この公共養育所は、『父なる共同の住い』cette commune demeure paternelle と称される。

10) Morelly, op. cit., pp. 314-318.

11) Ibid., p. 319.

12) Ibid., pp. 325-326.

ないよう努める」ことが求められる¹³⁾。(6, 9条)

[6] しかし、それ以上に力点のかかっているのが、新しい共和国の形成者としての自覚を促す徳育、訓育面である。早くから国法の遵守、両親・長上への尊敬と服従、朋友との親和友愛が教えられる。神聖基本法の説明や社会の団結が重視され、「全体の幸福と密接な関係を有する個人の幸福」が強調されるなど、総じて共同体的精神の育成に心がけられている。また「各種の長および元老院議員は、……児童の思想のうちに《私有観念》*esprit de propriété*を生む危険のある誤りが、正しく矯めされ、予防されているかに注意しなければならない。』¹⁴⁾ (6, 10, 11条)

要するに、新しい社会が新しい人間をつくと同時に、新しい教育体制が新しい社会を形成する——そのような認識をモレリの教育案は所有権思想との関連で理念づけたものと言える。

以下、その歴史的展開を政治過程の中でたどってみよう。

IV章 ルペルチエ案への継承と発展

モレリ——というよりは、当時の通念に従えばディドロ¹⁾——の『自然の法典』中にあらわれた《教育法》の構想は、およそ40年後、それがえがいたとはやや趣きのことなる新しい共和国で、見直されることとなった。

まず最初に、《教育法》からインスピレーションを得たのは、ルペルチエ=サン=ファルジョ²⁾であった。彼は貴族身分代表として三部会に送られたが、革命議会ではモンタニャール左派に属する「貴族出身の左翼」であった。カウツキーの表現をかりるなら、ルペルチエは「敵の側に移って封建体制を根底からくずそうと闘った貴族」の一人であり、「宮廷貴族の腐敗を、田舎領主の粗野と愚昧と同じようにいみきらい、支配体制の転覆はさけられないと考え、大衆の悲惨に深い同情を感じた人々」の一人であった³⁾。彼は、国王裁判に際して死刑を要求、そのため、国王処刑の前日(1793年1月20日)一近衛兵によって暗殺された。彼の遺骸は左派の熱狂のうちにパンテオンに葬られたというが、同時にそこに一つの遺稿がのこされた。すなわち、後にロベスピエールの手によって国民公会で読み上げられ、熱烈な拍手で迎えられた『国民教育計画』⁴⁾が、それ

13) 「人間は神という観念がはっきりしていなくても、善行を積むことを何より幸福だと思うようにできている。」Ibid., p. 282.

14) Ibid., p. 318. なお、次のような指摘もある。「子どもの頃から、父親が上手に《所有》という観念を教えないうようにし、共有財産の使用について競争心が起らないようにしておけば、今まで耳にしたこともない所有権を手に入れようとして、暴力を用いたり、策略を弄したりすることがあり得るだろうか。」Ibid., p. 176.

〔IV章〕註

1) I章註(4)参照。

2) Lepeltier Saint-Fargeau, Louis Michel (1760-1793) は、パリ高等法院議長の子として生まれ、彼自身もその職を継いだ、レッキとした法服貴族。立法議会議長をつとめるなど革命左派として活躍、ロベスピエールの忠実な弟子としてふるまった。弟のフェリクス Félix Lepeletier (1769-1837) は、兄の『国民教育計画』の遺稿を印刷に付すよう公会に要求したり、また、ロベスピエールに紹介するなど、その公表に尽力した。彼は、後に《バブーフの陰謀》に参画し、蜂起委員会の教育計画に多大の影響を与えた。

3) K. カウツキー『フランス革命時代における階級対立』岩波文庫、昭29、38頁。

4) Plan d'éducation nationale de Michel Lepeletier. この論文は、M. J. Guillaume 編：Procès-verbaux du Comité d'instruction publique de la Convention nationale, t. II, 1894, pp. 35-61 に収録されている。

である。

このルペルチェ案は、それまで議会で提出されたブルジョワ自由主義的な教育組織案とは大いに異なるものであった。その特徴は、次の諸点に集約することができる。

[1] コンドルセ案をはじめとする多くの教育組織案が、公教育を知育 *instruction* に限定したのに対し、ルペルチェは徳育 *éducation* を重視した⁵⁾。人知を普及する *instruction* は、「たとえすべての人に開放されても、事物本然の理によって、少数の社会構成員の独占物となる」のに対し、人間を形成し、新しい人民を創造する *éducation* は、「すべての人に共通でなければならず、万人に適用される恩恵でなければならない」からである。従って、少数者の利益となる上級学校よりも「すべての人に一般的であり、すべての人の必要に応ずる」初等学校が重視される⁶⁾。

[2] 従って、その教育は「すべての人に対する共和国の債務 *la dette de la République* である。一言でいえば、真の、普遍的な国民教育こそ、それである。」⁷⁾ そこから、必然的に平等にして共通の公教育施設=国民学寮 *maison d'éducation nationale* が構想される。5～12歳（女子は11歳）の「すべての子どもが、差別なく、例外もなく、共和国の費用で共同に育てられる。」同じ衣服、同じ食事、同じ教授内容、同じ世話——。「というのも、12歳までは、農夫とか、職人とか、学者とかをつくるのが問題なのではなく、あらゆる職業のための人間をつくるのが問題なのだから。」⁸⁾ 従って、その教育は、すべての者が「義務として」受けなければならない⁹⁾。

[3] 教育の内容では、まず心身の健康に注意が払われる。規律正しい生活習慣と体力の強化、その上に骨おしみをしない人間が形成される。「すべての子どもが、畑で労働する訓練を受けるよう提案する。畑で労働することは、人間の、基本的な、いちばん重要な、最も一般的な仕事である。」¹⁰⁾ 新しい社会に適合する国民的品性も、当然要求されることとなる。

[4] それに引き換え、*instruction* の方にはあまり関心が払われていない。コンドルセ案を継承している公教育委員会の案ではほぼ満足している。「普遍的道德の教授だけを受け、何らかの特定の信仰の教授は受けない。」¹¹⁾ 宗教教育は、家庭を通じて教会でのみ行なわれるべきものとし、公教育からは排除される。

[5] ところで、こうした義務無償制の教育を維持するには莫大な財源が必要である。そのために、ルペルチェは児童税 *la taxe des enfants* を提案する。納税額にもとづいて市民を三つに区分し、高額納税者ほど負担のかかる一種の累進課税であるが、これによってルペルチェは一石二鳥をねらった。すなわち、不健全な富者の富を削減するとともに、「貧者の子どもが、富者の犠牲

5) 公教育における *instruction* と *éducation* をめぐる論争は、「権利宣言」の教育条項討議に端を発するが、本格化したのはルペルチェ案から。詳しくは M. J. Guillaume, op. cit., t. I, p. 419 sq. t. II, p. 272 sq.

6) M. J. Guillaume, op. cit., pp. 35-36.

7) Ibid., p. 36.

8) Ibid., pp. 38-39.

9) Ibid., p. 40. もし、この親の義務をはたさない場合には、その期間、市民権の行使が禁じられ、児童税も倍額課せられる。

10) Ibid., p. 43.

11) Ibid., p. 45.

において育成される」ことによって貧者が安定した生活を送れるようにし、両者の間にある不平等を接近させる、というものであった¹²⁾。

[6] しかも、これらの学寮の運営には市民が参加する。各カントンごとに、家父の中から募られた52名の市民たちによって評議会が構成される。彼らは、年に7日間だけ自分の時間を提供するよう義務づけられる。そして「子どもと教師双方の品行を監視するため、その一週間は公共学寮 maison d'institution に寝泊りする。」¹³⁾ モレリ同様の民衆管理方式が導入されている。

以上でも知られる通り、ルペルチェの『国民教育計画』案が、その発想の基礎をモレリの《教育法》にしていることは明瞭であろう。国民学寮の提案、そこにおける徹底した平等・共通の教育、技能労働のための教育、宗教教育の公教育からの排除、そして学寮の民衆管理方式——これらは、すでにモレリの提案したものであった。ルペルチェは、これらの理念を、進展しつつある革命的状況の中でいかに適用し、現実のものとするかに腐心した。

当時の共和国は、四周を外国軍の侵入におびやかされ、国内では反革命勢力の反乱に手をやいていた。こうした危急存亡の情勢下で書かれたルペルチェ案は、従って、国民的というより国家的であり、自由主義的であるよりも平等主義的、さらに言えば統制主義的内容のものであった。しかし、次のような当時の政治情勢からいって、それは必然的なことであった。

すなわち、さまざまな反対勢力から革命を守り、共和国を救ってきたのは、多くの無産市民であった。ところが、

「3年このかた取り組まれてきた革命は、その他の(少数の)市民階級のためにはすべてのことをなし遂げた。(…しかし)唯一の財産が労働にあるところの無産市民 citoyens prolétaires のためには、まだほとんど何もなされていない。」¹⁴⁾

「封建制は破壊された。しかし、……解放された田畑に彼らは何も所有していない。」

「市民的平等は打ちたてられた。しかし、知育と徳育が彼らには欠けている。」¹⁵⁾

危機的状況の中で国民公会 Convention nationale からジロンダンを追放し、ジャコバン独裁の体制をかためつつ共和国=革命を死守しようとしていたロベスピエールにとって、ルペルチェ案はまさしく恰好の教育計画案であったと言えよう。公会から任命された6人委員会の一人として教育計画案の作成に苦慮していたロベスピエールは、ルペルチェの弟フェリクス¹⁶⁾ から遺稿を借り受けるや、一読して感激、委員間に意見の相違があったにもかかわらず強引に通し、6人委員会案として公会に発表した(1793年7月29日)。

しかし、万雷の拍手で迎えられたにもかかわらず、翌日からの討議ではモンタニャール内部か

12) Ibid., p. 46. これはルソーの次のようなことばと符合するものであり、ルペルチェの平等思想、所有権思想が、ルソー主義者としてのそれであったことをうかがわせる。「国家に安定性をあたえようと思うならば、両極端をできる限り接近させるべきである」J.-J. ルソー『社会契約論』78頁。

13) Ibid., p. 50.

14) Ibid., p. 53.

15) Ibid., p. 53.

16) IV章註(2)参照。

らさえ反対者をだした。いわく、「義務教育は自由の原理に反する。……子どもを手放すことは父母に嫌悪の情をおこさせる。」いわく、「国民学寮制度は、フランスの如き大国においては実行不可能なものである。また、貧しい市民にとっては、負担が大きすぎる。」いわんや、穩健派が、さまざまな口実をもうけてルペルチエ案に反対を表明したことは言うまでもない。ロベスピエールが、「わたしは、一方に本法案を排斥する富者の階級をみ、他方にこれを要求する民衆を見る」と語気鋭く迫ったが、効果はうすかった。結局、就学義務の自由、教育の自由(=私教育の自由)などが盛り込まれたダントンの修正案が採択され、実質上、ルペルチエ案は骨抜きにされた¹⁷⁾。

当時、ロベスピエールを中心に形成されつつあったジャコバン独裁は、議会外の民衆、とくにパリ・サン=キュロットの運動に支えられていた。つまり、なお議会内はブルジョワ議員が多数派を占め、ルペルチエ案に対してはげしい抵抗を試みたのである。しかもルペルチエ案が代弁しようとした民衆の反応も、必ずしも積極的ではなかった。わずかにルクレール¹⁸⁾の働きかけで、ロンバル地区^{セクシオン}が、修正案の白紙撤回、ルペルチエ案の復活を求める請願決議を行ない、他地区へも呼びかけを行なった程度で、しかもこれに応じた地区が47地区中わずかに9地区にすぎないというさびしさであった¹⁹⁾。こうした事態をいかに理解すべきか。少数のブルジョワと多数のプロレタリア、そしてそれ以上に多くのプチ・ブルジョワから構成されていたサン=キュロットが、とにかくひとまとまりの運動体として機能できたのは、彼らがともに《都市消費者》であるという共通性においてであった。従って、経済問題に関しては「常に独自の立場から尖鋭な要求を提出」しえたし、かつまた実現することもできた。それに対し、政治面では、「その時々²⁰⁾の時期における議会左派ないしジャコバン・クラブの掲げる政治目標を受け入れた」にすぎなかった²⁰⁾。従って、プチ・ブルジョワ意識の強いかれらは、「プロレタリア化の脅威に直結しない教育問題に関しては、積極的な革命行動の必要を強くは感知せず、むしろブルジョワの秩序に執着する態度を優先せしめた²¹⁾と見るのが妥当であろう。

つまり、生存権さえ保障されれば、法律上の平等(=機会均等)によって解放された自由競争こそが今や彼らの主要な関心事であったからである。

V章 実質上の「教育の平等」を求めて

テルミドール9日(94年7月26日)のロベスピエールの失脚とその後における反動は、臨戦体制下で一時左へ大きくふれた振子がもとに戻ることを意味した。そして、この新しい「ブルジョ

17) 以上の指摘は、松島鈞『フランス革命期における公教育制度の成立過程』亜紀書房、昭43。134頁以下に負う。この修正ルペルチエ案は、その後ロム法の登場とともに93年10月19日に失効が宣せられた。

18) Leclerc, Théophile (1771-?) は、最初リヨンで、次いでパリで活躍した過激派の民衆活動家。マラーの死後、『人民の友』L'Amis du Peuple を刊行、主に「商人アリストクラシー」を攻撃、「意志は代表されることはできない」と直接民主主義を主張したので有名。革命的な女戦士ローズ・ラコンブの愛人でもあった。

19) M. J. Guillaume, op. cit., p. 400. パリ10地区の請願は93年8月25日のことである。

20) 柴田三千雄『バブーフの陰謀』岩波書店、昭43、41頁。

21) 松島鈞、前掲書、142頁。

ワ・商人のアリстокラシー」¹⁾の登場とともに、モレリの思想は、再びその全体性において、復権をとげることとなった。

農民一揆の伝統をもち、定額小作農 *fermier* の団結によって事実上の土地共有を維持してきたピカルディ地方の農民の子として生まれたバブーフ²⁾は、15歳で見習いの、24歳で正式の土地台帳管理人 *commissaire à terrier* として自活したが、この《領主の手先き》としての経験が、後の彼の思想を形成した³⁾。

大革命勃発後は、あるいは間接税に対する反対闘争を組織し、あるいはパリ市の食糧行政の末端役人として民衆運動に接するなどしていくうちに、「彼にとって共産主義は次第に道徳的要請ではなくて、次第に社会の力関係の結果になっていった」⁴⁾のである。「理論を完成しうるものは、実践以外にはない」⁵⁾というのが、バブーフの早くからの信念であり、何よりも彼自身の貧しさが、《共同の幸福》を、理論としてではなく現実のものとして、要請せずにはおかなかった。

彼にとって、「革命の目的は偽りのない平等」⁶⁾の達成であるのに、宣言せられた平等はどうであったか。「人間の自然権は、生存権 *droit de vivre* 以外の何ものでもない」⁷⁾にもかかわらず、所有権の自由行使によって公益がそこなわれ、共同の幸福が失なわれているではないか。彼はモレリの結論に逢着する。と同時に、モレリを一步すすめて、《財産と教育の共同体》をめざす。

「教育は、われわれの間で一種の私有財産となっている」⁸⁾ことを、バブーフは革命前に指摘しているが、それはまだ啓蒙家の視点からのものであった。しかし程なく、教育の所有は財産の所有と不可分のものとして考えられるようになる。「すべての人に平等な教育を与え、生活資料を確保してやることは、権利の平等の原則から自然にひきだされる主要な帰結である。」⁹⁾彼は、さらに、反政府運動の行動に移る前に発した《平民党宣言》*Manifeste des plébéiens* で、一層端的に断言する。

「才能や技倆の優越性とは妄想であり、平等に対する…ワナにすぎない。」

「その仕事により高い知的水準、より多くの気苦労や緊張を要する者に、より多くの報酬を得る

〔V章〕註

- 1) *L'Ami du Peuple*, par Leclerc, No. 2. 井上すゞ『ジャコバン独裁の政治構造』御茶の水書房、昭47、185頁参照。
- 2) Babeuf, François-Noël, dit Gracchus (1760-1797) は、ピカルディ地方サン＝カンタンの生まれ。父親から受けた教育のほかは自学自習だったが、大読書家で、アラス・アカデミー常任幹事 Dubois de Fosseux との通信で知見を広めた。また、大のルソー主義者で、長男の Robert に“Emile”の名をつけたほどであった。革命の前年からは、死ぬまで貧乏暮らしだったらしく、《陰謀》活動に入る直前に7歳の娘を餓死させている。
- 3) 「私が貴族による収奪の秘密を発見したのは、領主の文書部屋の埃の中であった。」*Le Tribun du Peuple*, No. 29. 柴田三千雄、前掲書、66頁。
- 4) R. ガローディ『近代フランス社会思想史』ミネルヴァ書房、昭33、86頁。
- 5) 1787年8月20日、Dubois de Fosseux 宛て通信。M. Dommanget 編：Pages choisies de Babeuf, Paris, 1935, p. 66.
- 6) 1791年8月20日、立法議会議員 J. M. Coupé 宛て。Ibid., p. 114.
- 7) 1786年6月1日、Dubois 宛て通信（未発送）。柴田三千雄、前掲書、244頁参照。
- 8) *Cadastre perpétuel*, 1789. M. Dommanget, op. cit., p. 86.
- 9) 1791年8月20日、Coupé 宛て手紙。Ibid., pp. 106-107.

権利があるとするのは、理屈にあわぬ不正である。これは、その胃の収容力とは何の関係もないことである。」

「獲得された知識（すなわち発明）は、万人の所有であるから、万人の間にそれを平等に分配すべきである。」¹⁰⁾

これらの要求は、間もなく「財産と教育の公正な分配を究極の目的とする」¹¹⁾ 秘密総裁府 *Directoire secret*, すなわち蜂起委員会 *Comité insurrecteur* の綱領へと引き継がれていった。蜂起を促すためにパリならびに地方に貼り出された『バブーフ理論の概略』は、15条から成っているが、その第9条は次の如く宣している。

「何人といえども、富を蓄積するに際して、他人の幸福に必要な教育 *instruction* を奪うことはできない。教育は共通でなければならない。」

なぜならば、蓄財は「労働者からすべての善良なる市民に必要な知識修得の可能性さえ奪う」からであり、また共通の教育によってこそ「国民は自己の権利と義務とを確知する」ことができるからである¹²⁾。

「革命の目的は不平等を絶滅して、共同の幸福を再建するにある」にもかかわらず、未だ実現されていない。「革命は終わっていない」のだ¹³⁾。

バブーフとその仲間たちは、大小のブルジョワジーに横領された《革命》を民衆の手にもどすため《平等のための陰謀》をめぐらしたが、総裁府への内通者がでて、蜂起以前に挫折した。彼らが依拠しようとしたプロレタリアートは、まだ歴史上にその全貌を現わしてはいなかった。

蜂起委員会が《第2の革命》後に実施に移そうとした『教育に関する布告』*Décret sur d'éducation* は、次のような教育を予定していた。

すなわち、「教育は改革の仕事を完成し、共和国を維持し、堅固にするもの」であって、青年たちの教育に関する唯一の審判者は共和国にある、とする国家主義的なものであった¹⁴⁾。

第二にそれは、「一般市民の中、とくに友達や兄弟と共に育ち、喜びや感情を仲間たちのそれと切り離して考えることができないように、早い時期から慣らされるべきもの」であった¹⁵⁾。

そして、「すべての子どもたちは、国家にとって平等に愛すべきものたちであり、従って、すべて平等に幸福になる権利を有している」のであって、「教育の平等は、必ずや最大の政治的平等をもたらす」はずのものであった¹⁶⁾。すなわち、①国民(家)的、②共通、③平等というルベルチ

10) *Manifeste des plébiéens*, *Le Tribun du Peuple*, No. 35. 1795年11月30日。Ibid., pp. 258-261.

11) Ph. Buonarroti: *Conspiration pour l'Egalité, dite de Babeuf*, 2 vol., Ed. Soc. *«Les classiques du Peuple»* 1957, Paris.

12) *Analyse de la doctrine de Babeuf*, 1796. Ibid., t. II, p. 105.

13) Ibid., t. II, p. 106.

14) Ibid., t. I, p. 203.

15) Ibid., t. I, p. 203. 続けて次のような指摘がなされている。「教育の共同体 *communauté d'éducation* とは、すべての善良な市民が、その行動や楽しみの基礎とするべき偉大な国民共同体 *communauté nationale* と同じイメージなのである。」なお、国民共同体に関しては、柴田三千雄、前掲書、305頁以下参照。

16) Ibid., t. I, p. 203.

エ案の原則が、蜂起委員会の教育政策として、すっかり継承されていたのである¹⁷⁾。

このようにして、《論争の時代》に生まれたモレリの所有権のない社会での教育の平等思想は、《行動の時代》に至ってルペルチエによって具体化され、バブーフおよびその一派によって革命的实践にまで高められたのである。なるほど、モレリ・ルペルチエ・バブーフという回路をたどって深められた「教育の平等」思想を、今日の観点から整理すれば、社会的生存権としての教育権思想の先駆とみなすこともできるであろう¹⁸⁾。しかし、その思想的遺産を豊かなものとするためには、まず、革命議会で対極に立ったところのコンドルセ案、なかんずくそれが依拠したところの「教育の自由」思想との連関が明らかにされる必要がある。

本論稿のテーマは、そのような研究の一環をなすものであり、機会をみつけて完成させておきたいと考えている。

17) 《バブーフの陰謀》に Lepelletier の弟 Félix が参加していたことにもよろうが、ルペルチエ案に対する賛辞は、バブーフ自身も呈している。Le Tribun du Peuple, No. 29, 1795年1月8日。M. Dommanget, op. cit., p. 195 参照。

18) 古沢常雄氏は、ラ・シャロッテ『国家主義国民教育論』（世界教育学選集 74, 明治図書, 昭 48）の訳者解説の中で、モレリ教育思想にふれ、次のように述べている。「モレリには、子どもの生存権・教育権を、自然権に属するものとしてではなく、社会権に属するものとして保障しようとする考え方の端緒がみられる。」前掲書, 185頁。しかし、具体的な検討は今後の研究にまつところが多い。